

2008年11月版

広告掲載規約（覚書）

ところチャンネル（資）

1.総則

本規約では、広告掲載希望者を「甲」とし、ところチャンネル（資）を「乙」と記載します。
本規約は、乙のホームページ内への甲の広告掲載を規定するものです。

2.広告掲載サービス提供の拒否権

1) 乙は、甲の広告内容に下記の内容を含む場合に、広告掲載の提供を拒否できるものとします。

- ・ 広告内で音声を使用している場合
- ・ 閲覧者の健康に影響を与えるおそれのあるアニメーション(急激な光の点滅やカットチェンジ等) が使用されている場合
- ・ アダルト系・出会い系サイトならびに左記に関連する商品・店舗情報を含む場合
- ・ 公共秩序に反する内容、法令に反する内容、犯罪の結びつく可能性のある内容・商品を含む場合
- ・ 政治・選挙・思想・宗教に関する内容を含む場合
- ・ 個人情報の売買や海賊版(違法 COPY ソフト)の売買など権利侵害の内容を含む場合
- ・ モニタービジネス・ネットワークビジネス(マルチ商法に近いピラミッド関係での商法)の内容を含む場合
- ・ その他、弊社が不適切であると判断した広告

上記の判断は、乙が独自の基準で判断できるものとします。

2) 乙の広告枠が満杯の場合には、乙は広告掲載の提供を拒否できるものとします。

3.広告掲載サービスの開始

1) 広告掲載サービスは、以下の手順で提供するものとします。

- ・ 甲よりの広告掲載申込み（広告掲載内容物の提示を含む）
- ・ 乙から甲への広告掲載可否の通知
- ・ 甲から乙への広告掲載料金のお支払い
- ・ 甲乙による広告掲載内容の確認・校正
- ・ 甲乙合意の掲載開始日に広告掲載を開始

2) 上記の手順が全て履行される迄は、甲は申込み内容を解除できるものとします。

広告掲載を開始前の解除時には、乙は甲に対してサービス料金を返金するものとします。返金は、銀行振込手数料等必要最低限の費用を差し引いた金額を返金するものとします。

4.広告掲載位置、広告枠サイズ、広告掲載期間、広告掲載料金

1) 広告掲載位置、広告枠サイズ、広告掲載期間、広告掲載料金は、甲よりの申込み時点の内容とします。申込み後甲乙間の同意の上で変更することもできるものとします。

5. 広告掲載サービスの掲載期間内の解約

1) 掲載期間内の解約は、甲からの申請により何時でも行なえるものとします。乙は、甲からの申請により速やかに広告掲載を停止するものとします。この場合、支払済の広告掲載料金は返還しない事を甲乙が同意了承するものとします。

6. 広告掲載サービスの掲載期間内の強制停止

1) 掲載期間内に、上記2の1)項に該当する内容と判断された場合には、乙は、広告掲載を強制停止できるものとします。この場合、支払済サービス料金は返還しない事を甲乙が同意了承するものとします。

7. 広告掲載サービス期間の延長

1) 広告掲載サービス期間の延長は、以下の手順で提供するものとします。サービス期間の延長は、上記4項記載の期間単位とします。

- ・乙から甲への広告掲載サービス期間の満了日と、延長希望の確認通知
- ・延長希望の場合の、甲からの上記4項記載の広告掲載料金のお支払い

8. 広告掲載サービスの保証等

1) 本広告掲載サービスは、乙が甲に対して広告枠を提供するサービスであり、インプレッション(広告表示回数)とクリック回数についての保証は無い事を甲は同意了承するものとします。

2) 1ヶ月内に累計で24時間以上の間WEBサーバーの保守や障害、悪意ある第三者による改ざん等で広告掲載ができなかった場合には、乙は甲に対して広告掲載期間を1ヶ月延長する対応をするものとします。乙による広告が表示できなかった期間の甲の機会損失についての責務は負わないものとして甲乙が同意了承するものとします。

9. 免責事項

乙は広告掲載サービスの利用により発生した甲サイトの損害については、何ら一切の賠償の責を負いません。甲サイトが本広告掲載サービスを利用することにより第三者に対して損害を与えた場合、甲サイトの責任により解決するものとし、乙には一切の損害を与えないものとします。

10. 雑則

甲乙間で問題が生じた場合、甲乙は誠意を持ち協議するものとします。甲乙間で紛争が生じた場合、浦和地方裁判所ないし所沢簡易裁判所を合意管轄とします。

以上

(甲) 広告掲載希望者

(乙) ところチャンネル(資)